○財務省・農林水産省告示第二十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

「年一・四〇パーセント」を「年一・三五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百九十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から適用する。ただし、同年一月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年十一月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第2部注射薬中「オプジーボ点滴静注20mg　20mg 2 mL 1 瓶　150,200」を「オプジーボ点滴静注20mg　20mg 2 mL 1 瓶　75,100」に「オプジーボ点滴静注100mg　100mg10mL 1 瓶　729,849」を「オプジーボ点滴静注100mg　100mg10mL 1 瓶　364,925」に改める。

○農林水産省告示第二千三百二十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

「年一厘」を「年八毛」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百二十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

「年二厘」を「年二厘二毛」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百二十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

「年一厘」を「年八毛」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市東山代町川内野字山犬川五五二九の一、五五三一、五五三二の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市橘町大字片白字片白八九〇三の二、八九〇六の三、八九一五、九三二〇の二九、九三二〇の四〇、九三二〇の四九、九三二〇の五一、九三二〇の五三、九三二〇の七五、九三二〇の七六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字片白八九〇六の三、八九一五、九三二〇の四〇、九三二〇の四九、九三二〇の五一、九三二〇の五三、九三二〇の七五、九三二〇の七六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道夕張市・樺戸郡浦臼町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

夕張市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、夕張市・日高町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、夕張市・日高町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。